

ノーコードツールによる秋田市移住定住促進業務に係る
情報システム構築および伴走支援業務委託 仕様書

1 業務名

ノーコードツールによる秋田市移住定住促進業務に係る情報システム構築および伴走支援業務委託

2 目的

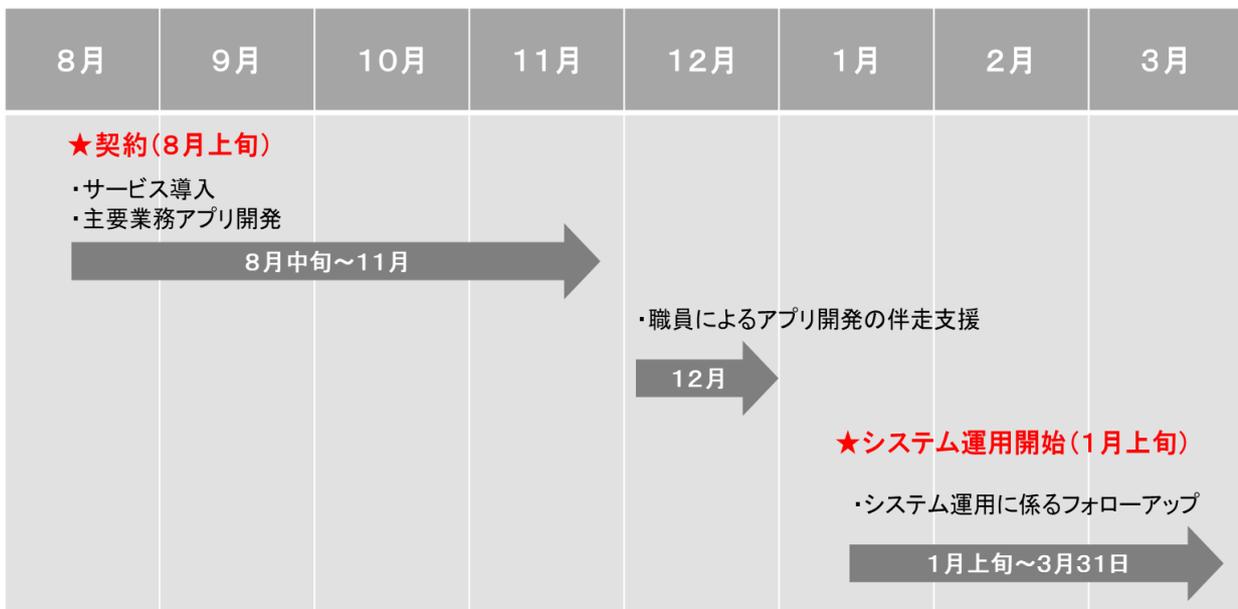
秋田市では人口減少対策が喫緊の重要課題となっており、移住相談から定住まで切れ目ない支援を実施していく必要がある。そのためには、担当窓口である秋田市人口減少・移住定住対策課および移住相談八重洲センターでの情報共有や連携が可能であり、定期的なフォローアップや移住関連イベント等の情報発信にも活用できるシステムの整備が不可欠となっている。また、移住補助金等の制度は諸項目の変更が定期的に発生する蓋然性が高く、システム構築後も柔軟かつ迅速な対応が必要となる。

これらを踏まえ、プログラミングスキルを持たない職員でも簡単にシステム構築を内製化できるノーコードツールサービスを導入し、情報システムを構築するとともに職員のアプリケーション（以下、「アプリ」という。）開発を支援する。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日（火）まで
なお、システム運用開始は令和8年1月上旬とする。

本業務のスケジュールは、以下のとおりとする。事業の実施においては、このスケジュールを参考に計画的に進めること。



4 課題と対応

移住定住支援過程において抱える複数の課題に対し、情報システムを構築することにより以下の対応が可能となるようにする。

段階	手続き	課題	対応策
検討 移住	・移住相談登録カード ・求職申込書	手書きされたものを転記し、別の職員が確認	移住希望者が直接入力できること。
	移住登録者の管理	・情報が複数の形態で点在し、事務処理に手間が生じている。 ・年齢等の基礎情報が更新されず集計作業等に手間がかかる	・窓口担当者が利用できるよう一元管理できること。 ・時間経過で変化する基礎情報が自動で更新されること。
	移住登録者とのやりとり	手書きのメモやBCCメールに担当職員を含むことで共有を図っているが、効果は限定的。	システム上でメール送信や履歴を残し、進捗管理できること。
	補助金等申請・審査	申請者の手書き、書類補正に係るやりとりに手間が生じている。	システム上で申請、書類補正を完了できること。
定住	イベント等の情報発信	アクセスから必要な条件でソート後、エクセルに変換し、BCC送信前に別の職員が確認、記録簿に残す。	必要な条件でソート、BCC送信できること。
その他	補助金返還	紙やエクセルで管理し、徴収率などの進捗管理や事務処理に手間が生じている。	システム上で一元管理、進捗状況を把握し、個別に必要な対応ができること。
	データ整理・集計	点在する複数の情報を調査・集計する手間が生じている。	複数の情報をまたいで迅速・自在に集計できること。

5 業務内容

- (1) ノーコードツールによるシステム構築
 - ア ユーザー管理およびサービス調達
 - イ 主要業務のアプリ開発
 - ウ 既存データの移行
 - エ 操作マニュアル作成
- (2) 職員によるアプリ開発の伴走支援
職員への操作説明およびアプリ開発等に関する支援
- (3) システム運用に係るフォローアップ
システム全体の保守管理および運用支援

6 業務要件

- (1) ノーコードツールによるシステム構築
 - ア ユーザー管理およびサービス調達
 - (ア) ユーザー管理
アカウントの使用場所等は下表のとおり。また、委託者の指示に基づきユーザー台帳を作成し、ユーザー情報等の登録、変更および削除等の管理を行うこと。

使用場所	住所	ドメイン数	職員数 (ユーザー数)
移住相談八重洲センター	東京都中央区	1	10
秋田市人口減少・移住定住対策課	秋田県秋田市	1	

(イ) サービス調達

- a ノーコードツールのクラウドサービスであること。
- b 必要な時期、必要な分だけ従量課金が行えるサービスであること。
- c 料金体系がアカウントごとのサービスであること。
- d ノンプログラミングでアプリのユーザーインターフェース作成、アプリの項目の追加・変更・削除、ワークフロー設定ができるサービスであること。
- e ユーザーインターフェースの作成や項目の追加、変更、削除について、ドラッグ&ドロップでの操作が可能なサービスであること。
- f 運用開始後に、ユーザーインターフェースや項目、ワークフローの設定変更が可能なサービスであること。
- g アプリごと、レコードごと、項目ごとの3つのレベルでアクセス制限を設定できるサービスであること。
- h 受託者が企業等への導入実績があり、サービス提供者と受託者がパートナー関係を結ぶなどサービス導入や伴走支援業務等にあたり適切なサポートを保証できるサービスであること。
- i 官公庁向け割引等がある場合はこれを適用すること。
- j ブラウザのみで利用可能なクライアント環境であること。OSはWindows、Macintoshおよびスマートフォン・タブレット(iPhone/iPad、Android)に対応していること。
- k IPアドレス制限とBASIC認証を標準提供しているサービスであること。
- l 以下の機能要件を満たすサービスであること。ただし、単独のサービスで要件を満たせない場合は、プラグイン等拡張機能サービスを調達して満たすこと。
 - (a) Webフォーム作成機能

PC、タブレット、スマートフォンを通して、オンラインで登録・申請の受付ができること。また、申請者が入力した内容を一時保存し、続きから入力を再開できること。
 - (b) Webページ公開機能

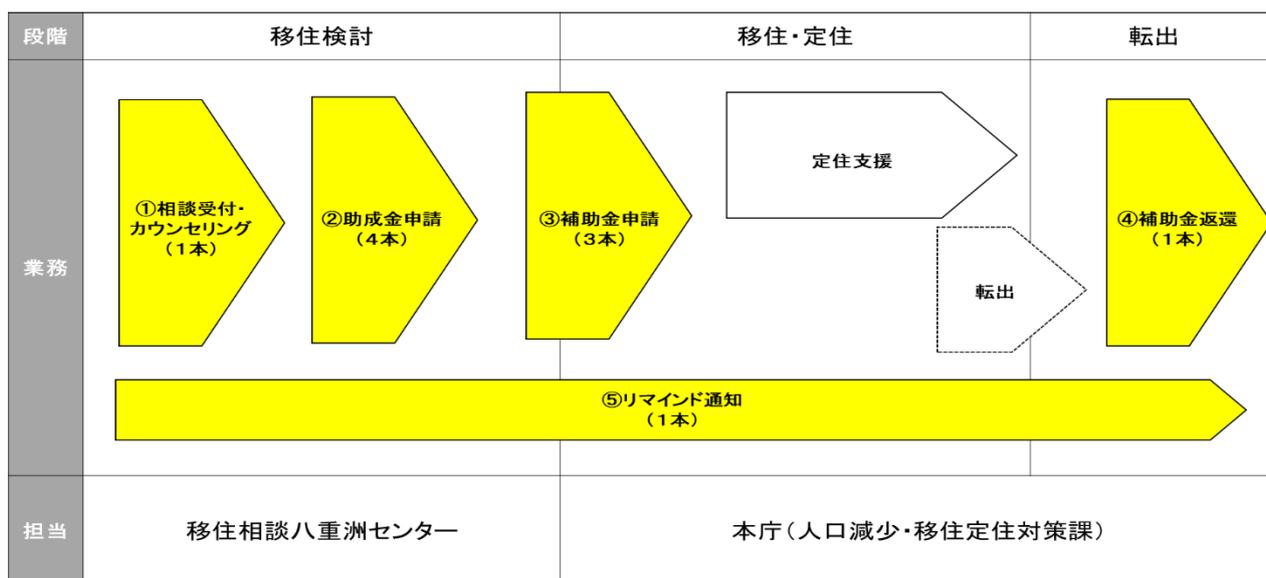
申請書等を申請者のみにWeb上で公開し、訂正できること。
 - (c) メール配信機能

条件に応じて移住登録者を抽出し、メールを一括送信できること。また、メール受信者自身がメールの自動受信設定ができること。
 - (d) 出力機能

入力された情報をもとに帳票の作成・印刷、ラベルへ宛名印刷ができること。
 - (e) データ集計機能

データの管理、照会、集計、抽出、データ分析、進捗管理ができること。また、異なるアプリ間でのデータ統合ができ、指定した条件をもとにソートし、CSV形式で出力できること。
 - (f) アラート機能

- 各種業務において必要なタイミングで通知を受け取る設定ができること。
- (g) スペース内コミュニケーション機能
データに紐付けて担当者間でコミュニケーションをとれること。
 - (h) 全文検索機能
添付資料の中身も含めて検索できること。
 - (i) ゲストユーザースペース機能
利用ユーザー以外がゲストユーザーとして参加できるスペースを作成できること。
- m 以下の環境要件を満たすサービスであること。ただし、プラグイン等の拡張機能サービスについてはこの限りではない。
- (a) ユーザーあたりデータ容量
1ユーザーあたり5GB相当のデータ容量が利用可能であること。
 - (b) セキュリティ
ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）を構築し、クラウドサービス基盤（サーバ及びOS）の運用について、ISO/IEC 27001の認証を取得していること。また、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されていること。
 - (c) サービス提供時間
24時間365日（定期メンテナンス等の計画停止を除く）であること。
 - (d) データセンター所在地
すべて日本国内であること。
- n サービスのライセンス契約期間は委託契約締結後の適切な日から令和8年3月31日までとすること。
- o ライセンス継続措置について、ライセンス契約期間終了後（令和8年4月1日以降）において、本市がサービスのライセンスを継続できるよう、契約名義変更、ライセンス譲渡、引き継ぎ手続等の必要な措置を整えること。
- イ 主要業務のアプリ開発
- (ア) 業務の流れと開発アプリ
アプリ開発の対象となる業務とその流れは以下を参考にする。色付けした5つの業務でアプリ開発を行う。なお、業務名の下に作成するアプリの見込み本数を記載したが、実際に委託業務で作成するアプリの本数については委託者と協議の上で決定する。



(イ) 開発アプリ一覧

受託者は下表に記載した5つのアプリ（No. ①、②-4、③-1、④、⑤）を開発するとともに、職員が開発する残り5つのアプリ（②-1, 2, 3、③-2, 3）について伴走支援を行うこととする。ただし、受託者が作成するアプリ本数については委託者と協議の上で変更することができるものとする。

各業務の詳細は別紙1、各アプリの入力項目等の参考として別紙2から4までを参照し開発を進めること。

段階	No.	アプリ名	受託者	職員	様式	業務詳細	
移住 検討	①	相談受付・カウンセリングアプリ	○	—	別紙2, 3	別紙1	
	②	1	秋田市移住体験住宅助成金アプリ	—	○		—
		2	秋田市移住相談ツアー助成金アプリ	—	○		—
		3	秋田市企業採用面接交通費等助成金アプリ	—	○		—
		4	秋田市地方就職学生交通費助成金アプリ	○	—		—
移住 ・ 定住	③	1	東京圏移住支援事業補助金アプリ	○	—		別紙4
		2	子育て世帯移住促進事業補助金アプリ	—	○		—
		3	若者移住促進事業補助金アプリ	—	○		—
転出	④	補助金返還アプリ	○	—	—		
全体	⑤	通知アプリ	○	—	—		

ウ 既存データの移行

マイクロソフト・アクセスに保存されているデータ（拡張子.accdb 計1ファイル 約2,000件）をシステムへ移行する（【別紙2】秋田市移住相談登録DBを参照）。

エ 操作マニュアルの作成

導入したノーコードツールおよび受託者が作成した情報システムの操作マニュアルを作成し提出すること。また、契約期間中に操作マニュアルに関する事項に変更が生じた場合は適宜、受託者が更新するものとする。

(2) 職員によるアプリ開発の伴走支援

操作マニュアル作成、操作説明会を開催するとともに、職員からの問い合わせ対応など、期限内に職員が必要なアプリ開発を終えられるように伴走支援を月 16 時間程度行うこと。あわせて、完成した職員開発アプリへのデータ移行についても、必要に応じて支援を行うこと。

伴走支援の方法は、電話やメールその他の遠隔地からの対応も可とするが、委託者が必要と認める場合は、受託者と協議の上、秋田市内の現地で支援を行うこと。

(3) システム運用に係るフォローアップ

受託者が作成したシステムおよび職員開発アプリについて、システム運用開始後の職員からの問い合わせ等に適切に対応し、業務が滞りなく行われるように支援および保守管理を行うこと。ただし、受託者の責任が及ばない障害等についてはこの限りではない。

7 成果物

本業務の成果物として、受託者が構築した情報システムを職員が利用可能な状態にするとともに、以下を納品すること。

- (1) 伴走支援および保守・管理業務に係る受託者の受付担当窓口一覧表
- (2) ユーザー台帳
- (3) 操作マニュアル

8 作業にあたっての注意事項

- (1) 作業開始にあたっては受託者が現状調査および要件定義を行った上で、委託者とスケジュールを共有し作業を進めること。
- (2) 受託者は、委託者が必要とした際、遅滞なく打合せ等に応じること。

9 関係法令等の遵守

受託者は、業務の遂行にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

10 留意事項

- (1) 受託者は、原則、本業務の全てまたは大部分を第三者に再委託してはならない。ただし、受託者が本業務の一部を第三者に再委託する場合には、再委託先の概要や責任者、再委託する内容等について、事前に委託者に書面で提出し、承認を得るものとする。
- (2) 本業務の過程で作成された著作物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条および第 28 条の権利を含む）は、すべて委託者に帰属するものとし、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示、漏えいについて管理者の注意をもってその情報を管理することとし、契約終了後も同様とする。

(4) 受託者は、本業務を実施するにあたり、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）のほかこれに関連する諸法令、ガイドライン、自ら定める個人情報保護方針その他の安全管理基準に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失および毀損の防止その他の個人情報の保護に関し必要な措置を講じるものとする。

11 その他

本仕様書に定めのない事項および疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議の上、決定する。

業務の詳細

移住相談八重洲センター＝センター
 東京事務所＝東京
 人口減少・移住定住対策課＝本庁

① 相談受付・カウンセリングアプリ

移住希望者の最初の窓口となるもので、入力された情報をもとに、相談員が相談や申請などの折衝を記録できるもの。

(例) 相談受付・カウンセリングの流れ

※様式は、【別紙 3】 秋田市移住相談登録カード (求職申込書)

移住希望者	センター、東京
【相談前】	
1. 移住希望者は、様式に定めた項目を入力し、登録を行う。	
	2. 入力された情報をもとに、移住相談（就職支援、紹介状の発行、補助金の紹介など）を行う。

② 助成金・③ 補助金申請アプリ

各種申請の受付から審査を経て、結果の通知を行うもの。

(例) 東京圏移住支援事業補助金の流れ。ほかの助成金・補助金申請についても基本的な流れは同じ。

※様式は、【別紙 4】 東京圏移住支援事業 (様式)

申請者	センター、東京、本庁
【転入前】	
1. 申請者は、各種申請に応じた様式に定めた項目を入力し、必要な添付書類（住民票、写真付身分証、見積書など）とともに提出する。	
	2. (必要に応じて) 提出された書類の補正および追加添付書類の提出を依頼する。
3. 申請書の訂正や追加添付書類の提出を行う。	
	4. (申請書および添付書類が整ったら) 申請書一式を印刷し、交付の判断を行う。通知書を作成して郵送にて結果を通知する。
【転入後】	
5. (定められた期限まで) 転入後に実績報告書、添付書類（転入後の住民票、領収書など）、請求書を提出する。	

	6. (必要に応じて) 提出された書類の補正および追加添付書類の提出を依頼する。
7. (必要な場合) 申請書の訂正や追加添付書類の提出を行う。	
	8. (申請書および添付書類が整ったら) 申請書一式を印刷し、交付確定の判断を行う。 通知書を作成して郵送にて結果を通知する。
	9. 口座振込を行う。

④ 補助金返還アプリ

交付を受けた移住者の定住期間を把握し、一定期間内に転出した者の補助金の返還および進捗管理を行う。

転出者	本庁
	1. 移住者の定住を確認するため、対象者の絞り込みを行う。
	2. 転出者が判明したら転出者へ連絡する。
3. 転出者は理由申出書に定めた項目を入力し、添付書類(診断書など)とともに提出する。	
	4. 提出された理由申出書一式を印刷し、交付金返還の判断を行い、通知書と返還請求書を作成して郵送にて通知する。
5. 転出者は返還金を納付する。	
	6. 入金確認後、債権管理簿に記録する。
(6. の納付期限)	
(納付されない場合)	7. 督促状を作成・印刷して郵送にて通知する。
(7. 督促状の納付期限)	
(納付されない場合)	8. 催告書を作成・印刷して郵送にて通知する。
(8. 催告書の納付期限)	
	9. 以後納付されるまで繰り返し

⑤ 通知アプリ

条件に応じて送信先をソートし、移住・求人情報・イベントなど各種案内をメールにて一斉送信する。

欄外内容
(下欄)

--

秋田市 移住相談登録カード

窓 口 使 用 欄	受付番号	<input type="text"/>	ID	<input type="text"/>	受付年月日	年	月	日
	受付場所	<input type="checkbox"/> 八重洲センター <input type="checkbox"/> コアベース連携	<input type="checkbox"/> 窓口外 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> イベント () ()	<input type="checkbox"/> 東京事務所	<input type="checkbox"/> 本庁		

○秋田市への個人情報の提供について

個人情報、個人情報の保護に関する法律その他関係法令等の規定に基づき、適切に取り扱います。
 登録情報は、登録者への情報提供および関係機関との情報共有のために使用し、それ以外の目的に使用することはありません。
 登録情報は、登録月翌月から3年間保管させていただきます。(更新手続きにより延長可能)
 【関係機関】(公財)秋田県ふるさと定住機構、アキタコアベース、Aターンプラザ秋田
 上記について 同意する 同意しない

○秋田市が開催するセミナー、市政情報の案内等 希望する (メール・郵便可 / メールのみ) 希望しない

○登録している移住支援機関にチェックしてください

秋田暮らし はじめの一步 移住定住登録 あきた就職ナビ登録 アキタコアベース Aターンプラザ秋田 Kocchake!(こつちやけ)

※電話番号・メールアドレス等の読み間違いを防ぐため、明瞭にご記入願います。

氏名	ふりがな	<input type="text"/>	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	歳	生年月日 (西暦)	年	月	日
	〒	<input type="text"/>		E-mail		<input type="text"/>	携帯電話番号	<input type="text"/>	
現住所	本人	都道府県	市区町村	固定電話番号	<input type="text"/>				
	配偶者	都道府県	市区町村	FAX番号	<input type="text"/>				
世帯構成	<input type="checkbox"/> 単身 <input type="checkbox"/> 夫婦のみ <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> その他	世帯人数	人	家族構成	配偶者 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	子ども(小学校入学前)	人		
					親	子ども(小学生以上)	人		
					その他	子ども(18歳以上)	人		

就労状況 在職中 離職中 学生 (年生)

勤務先	勤務年数	年	業種	<input type="text"/>
			職種	<input type="text"/>
最終学歴	<input type="checkbox"/> 大学院 <input type="checkbox"/> 短大 <input type="checkbox"/> 専門学校 <input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 高专 <input type="checkbox"/> 高校	学校名	<input type="text"/>	
		学部学科	<input type="text"/>	

移住希望時期 6か月以内 1年以内 いつかは 移住希望年月 年 月 頃

希望する住居形態 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 実家・親族宅 <input type="checkbox"/> 戸建て新築 <input type="checkbox"/> 戸建て中古購入 <input type="checkbox"/> 戸建て賃貸 <input type="checkbox"/> アパート・マンション賃貸 <input type="checkbox"/> マンション新築購入 <input type="checkbox"/> マンション中古購入 <input type="checkbox"/> 社宅・公営住宅 <input type="checkbox"/> 未定 <input type="checkbox"/> その他 ()
移住動機 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 自身・家族の出身地 <input type="checkbox"/> 秋田で暮らす家族が心配 <input type="checkbox"/> 教育・子育て環境の魅力 <input type="checkbox"/> 家庭菜園など農的な暮らし <input type="checkbox"/> 生活・自然環境の魅力 <input type="checkbox"/> 結婚のため <input type="checkbox"/> 農林水産業に関心 <input type="checkbox"/> 起業・事業承継に関心 <input type="checkbox"/> 趣味・余暇活動 <input type="checkbox"/> セカンドライフ <input type="checkbox"/> 生き方・働き方がし <input type="checkbox"/> 転職 <input type="checkbox"/> その他 ()
移住に係る心配ごと (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 希望する仕事(職種・待遇)とのマッチング <input type="checkbox"/> 働きがいのある仕事が見つかるか <input type="checkbox"/> 希望する住環境があるか <input type="checkbox"/> 移住による家計収支の変動 <input type="checkbox"/> 秋田市との「繋がり方」、移住のための情報・ヒトの探し方(住民・先輩移住者・行政等) <input type="checkbox"/> 雪国での暮らし <input type="checkbox"/> 行政による移住支援 <input type="checkbox"/> 地域住民との交流 <input type="checkbox"/> その他 ()
暮らし面での補足・特記事項	<input type="text"/>

秋田市移住相談八重洲センターについてお答えください

○八重洲センターを何で知りましたか
秋田市ホームページ 秋田市移住専用ポータルサイト「秋田市いいわ」 秋田県ホームページ
秋田県移住・定住総合ポータルサイト「秋田暮らし はじめの一步」 その他のサイト ()
アキタコアベース紹介 Aターンプラザ紹介 家族・知人の紹介 ガイドブック・チラシなど
イベント () 雑誌 () 広報あきた
SNS 移住PR看板(羽田空港) 移住PR看板(東京駅) 行政・移住支援団体からの紹介
その他 ()

○八重洲センターのアクセスについてお聞かせください ※複数選択可
駅から近い 複数の路線が利用できる 職場から近い
その他 ()

求職申込をご希望の方は裏面もご記入願います。

秋田市 求職申込書

○秋田市への個人情報の提供について		個人情報、個人情報の保護に関する法律その他関係法令等の規定に基づき、適切に取り扱います。	
上記について		<input type="checkbox"/> 同意する	<input type="checkbox"/> 同意しない
		記入年月日	年 月 日
氏名	ふりがな	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	歳
			生年月日 (西暦)
現住所	〒	E-mail	
		携帯電話番号	
就労状況	<input type="checkbox"/> 在職中 <input type="checkbox"/> 離職中 <input type="checkbox"/> 学生 (年生)		
勤務先		勤務年数	業種
		年	職種
最終学歴	<input type="checkbox"/> 大学院 <input type="checkbox"/> 短大 <input type="checkbox"/> 専門学校	学校名	
	<input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 高专 <input type="checkbox"/> 高校	学部学科	
ハローワーク求人情報のメール配信		<input type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない
希望業種1		免許資格	
希望業種2			
希望職種		仕事面での 特記事項	
希望年収	万円 (月収 万円～)		
就業形態	<input type="checkbox"/> フルタイム <input type="checkbox"/> パート <input type="checkbox"/> 季節労働	雇用期間	<input type="checkbox"/> 定めなし <input type="checkbox"/> 定めあり (4か月以上) <input type="checkbox"/> 定めあり (4か月未満) <input type="checkbox"/> 日雇 (日々雇用又は1か月未満)
			希望がある項目 目全てにチェック してください。
希望勤務時間		<input type="checkbox"/> 正社員希望 <input type="checkbox"/> 派遣可 <input type="checkbox"/> 請負可	
希望休日・ 週休二日制	希望休日 <input type="checkbox"/> 希望する曜日 (曜日) <input type="checkbox"/> 祝日 <input type="checkbox"/> その他 (夏期休暇、年末年始休暇 等)	<input type="checkbox"/> 毎週 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 不問	
就職についての条件・ その他の希望			

※以下は、移住登録に関してご利用ください。

相談内容を自由にご記入ください

--

様式第1号（第10条関係）

秋田市東京圏移住支援事業補助候補者認定申請書

年 月 日

（宛先）秋田市長

秋田市東京圏移住支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、補助候補者の認定について申請します。

申請者氏名		生年月日	年 月 日
住所	〒 TEL		
転入後住所	〒		
メールアドレス			
秋田県移住 定住登録	<input type="checkbox"/> 登録済み (秋田県移住・定住ポータルサイト等)	転入日	年 月 日
<世帯構成等> <input type="checkbox"/> 単身世帯 <input type="checkbox"/> 2人以上の世帯 <input type="checkbox"/> 子育て世帯加算(人) <就職等> <input type="checkbox"/> 一般就職 <input type="checkbox"/> 専門人材 <input type="checkbox"/> テレワーク <input type="checkbox"/> 関係人口 <input type="checkbox"/> 起業			
(フリガナ) 氏名	続柄	生年月日 (転入時の満年齢)	秋田市における新たな 勤務先(学校)の名称
1		年 月 日 (歳)	
2		年 月 日 (歳)	
3		年 月 日 (歳)	
4		年 月 日 (歳)	

東京23区への在勤履歴（東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載。在勤期間中、雇用保険の被保険者であることがわかる書類の写しを添付）

期間	就業先	就業地

秋田市記入欄	市の移住登録 年 月 日	秋田県移住定住登録 年 月 日
--------	--------------	-----------------

移住後の生活状況（テレワークによる移住者のみ記載）

勤務先部署				
住所	〒			
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度／行くことはない／その他（ ）			
秋田市への移住の意思について ※該当する欄に○を付けてください		A. 自己の意思 である		B. 所属からの 命令である

【秋田県の移住定住登録】

- 秋田県移住定住登録を行った（秋田県移住・定住総合ポータルサイト等での登録）

【添付書類】

(1) 全員共通

- 顔写真付き身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）の写し
- 転入前の住所地の世帯全員の住民票の写し（続柄が記載されたもの。コピー可）
- 東京23区内の企業等に在職・通勤していたことが確認できる在職証明書等および在勤期間中、雇用保険の被保険者であることがわかる書類の写し（東京23区の在勤者に該当する場合に限る。）
- 転入後の世帯全員（18歳未満の者を除く。）の秋田市市税に未納がない証明書の写し（コピー可）
- 申請者の就業（予定・実績）証明書（様式第3号）
- 在留カードの写し（外国籍の者の場合に限る。）
- 大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校等の高等教育機関）における在学期間の分かる卒業証明書や成績証明書等の写し（第2条第6号ウ又は第7条第4号に該当する場合に限る。）

(2) テレワークに伴う補助金の申請である場合

- 所属先企業においてテレワーク勤務が導入されていることがわかる就業規則等の写しおよび申請者にテレワークが認められていることを確認できる書類

(3) 本事業における関係人口に伴う補助金の申請である場合

- 関係人口である旨の申出書（様式第4号）
- 要件を満たすことがわかる書類等の写し

(4) 起業に伴う補助金の申請である場合

- 秋田商工会議所からの起業支援金に係る交付決定通知書の写し

様式第 2 号（第 10 条関係）

同意書兼誓約書（社会人等用）

※各項目を確認し、誓約および同意するときは☑してください。

※全ての項目に、誓約および同意いただく必要があります。

1 誓約事項

- 補助金の交付申請日から 5 年間は、秋田市に居住して就業先に勤務する。
- 補助金の交付申請日から 5 年間は、住所又は就業先に変更があった場合、秋田市から転出した場合その他補助金の要件を満たす資格を喪失した場合には、すみやかに市長にその旨を報告する。
- 上記の場合、秋田市東京圏移住支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、補助金の全部又は一部を返還する。
- 世帯の構成員に暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者がいない。
- 世帯の構成員に過去 10 年以内に東京圏補助金を受給していない（ただし、補助金を返還した場合又は、過去の申請時に 18 歳未満だった者が 5 年以上経過し、18 歳以上となり申請した場合を除く。）。又は、秋田市が行う子育て世帯移住促進事業もしくは若者移住促進事業の各補助金又は他市町村が行う本補助金と同様の補助金を受けた者がいない。

2 同意事項

- 補助金の適正な執行に必要な範囲内で、世帯員の住民基本台帳の情報を市が取得することおよび就労に関する要件の確認のため要件を満たす職の企業に市が連絡・調査すること。
- 市長が報告、調査等が必要と認めるときは、これに協力する。
- 市が申請者の個人情報について個人情報保護法に基づき適切に管理するとともに、本事業の円滑な実施のため、国や秋田県への実施状況の報告、県内移動の場合における適切な居住地把握等のため、国、秋田県、他の都道府県および他の市区町村に個人情報を提供し、又は確認すること。
- 世帯の構成員の全員が本市の移住促進に向けた P R 活動に協力すること。

秋田市東京圏移住支援事業補助金の申請にあたり、以上について誓約および同意します。

年 月 日

（宛先）秋田市長

住所
署名

(テレワークの場合)

秋田市での テレワーク開始日	年 月 日
就業者住所 (移住前)	〒
就業者住所 (移住後)	〒
所属先部署 の所在地等	〒 TEL
就業の場所 (移住後)	<input type="checkbox"/> 秋田市外 <input type="checkbox"/> 秋山市内 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> その他 ()
業務内容	
通勤について	<input type="checkbox"/> 恒常的に通勤しない勤務形態である
所属先企業への 出社頻度	<input type="checkbox"/> 週当たり <input type="checkbox"/> 月当たり <input type="checkbox"/> 年当たり 回
通勤手当	<input type="checkbox"/> 有 (円/月額) <input type="checkbox"/> 無 (出社の都度に支給される旅費を受ける場合は「無」としてください)
就業者の移住	<input type="checkbox"/> 就業者が秋田市に移住することについては、所属先企業等からの命令(転勤、出向、出張、研修等含む。)ではない
テレワーク交付金	<input type="checkbox"/> 就業者にデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業を活用した取組の中で資金提供をしていない

秋田市東京圏移住支援事業に関する事務のため、就業者の就業状況などの情報を、秋田市の求めに応じて、秋田市に提供することについて、就業者の同意を得ています。

上記について、相違ないことを証明します。

年 月 日

(雇用主)
所在地

名 称

代表者名

電話番号

担当者名

様式第4号（第10条関係）

関係人口である旨の申出書

年 月 日

(宛先) 秋田市長

秋田市東京圏移住支援事業補助金交付要綱第10条第1項第11号の規定に基づき、本事業における関係人口である旨を、次のとおり申し出ます。

申請者氏名		生年月日	年 月 日
住 所	〒 TEL		
<input type="checkbox"/>	6か月以上の期間を空けて2回以上秋田市にふるさと納税をした ※1年度の間複数回ふるさと納税した場合は1回とみなします。	寄附年月日 ※申込方法	年 月 日 ※ <input type="checkbox"/> ふるさとチョイス <input type="checkbox"/> 楽天ふるさと納税 <input type="checkbox"/> さとふる <input type="checkbox"/> その他()
			年 月 日 ※ <input type="checkbox"/> ふるさとチョイス <input type="checkbox"/> 楽天ふるさと納税 <input type="checkbox"/> さとふる <input type="checkbox"/> その他()
<input type="checkbox"/>	秋田市内の大学等を卒業した	大学等の名称	卒業年度 年度
<input type="checkbox"/>	秋田市の地域づくり活動、地域活性化の活動又は体験事業に自主的に参加した	活動期間 (活動概要) (主催団体)	年 月～ 年 月(現在)
<input type="checkbox"/>	3年度連続で秋田市地場産品を購入した	購入年月日	年 月 日
		商品等の名称	
		購入先等	※ <input type="checkbox"/> 生産者等の自社サイト <input type="checkbox"/> あきたづくし <input type="checkbox"/> あきた美彩館 <input type="checkbox"/> あきたふるさと館 <input type="checkbox"/> その他()
		購入年月日	年 月 日
		商品等の名称	
		購入先等	※ <input type="checkbox"/> 生産者等の自社サイト <input type="checkbox"/> あきたづくし <input type="checkbox"/> あきた美彩館 <input type="checkbox"/> あきたふるさと館 <input type="checkbox"/> その他()
		購入年月日	年 月 日
		商品等の名称	
		購入先等	※ <input type="checkbox"/> 生産者等の自社サイト <input type="checkbox"/> あきたづくし <input type="checkbox"/> あきた美彩館 <input type="checkbox"/> あきたふるさと館 <input type="checkbox"/> その他()

※要件を満たすことが確認できる書類等の写しを添付してください。

様式第5号（第11条関係）

秋田市東京圏移住支援事業補助候補者認定通知書

第 号
年 月 日

様

秋田市長

年 月 日付けで認定申請のあった件について、補助対象者としての要件を満たしていると認められましたので、秋田市東京圏移住支援事業補助金交付要綱第12条第1項に規定する補助候補者として認定します。

（認定の内容）

- 単身世帯
- 2人以上の世帯
- 子育て世帯加算（ 人）
- 一般就職
- 専門人材
- テレワーク
- 関係人口
- 起業に伴う移住

様式第6号（第11条関係）

秋田市東京圏移住支援事業補助候補者不認定通知書

第 号
年 月 日

様

秋田市長

年 月 日付けで認定申請のあった件について、秋田市東京圏移住支援事業補助金交付要綱第3条、第7条、第8条に規定する補助対象者の要件を満たしていると認められませんでしたので、同要綱第12条第1項に規定する補助候補者として認定しない旨を通知します。

様式第7号（第12条関係）

秋田市東京圏移住支援事業補助候補者認定変更申請書

年 月 日

（宛先）秋田市長

住所

氏名

年 月 日付け秋田市指令第 号で通知のあった、秋田市東京圏移住支援事業補助候補者の認定について、次のとおり変更したいので、秋田市東京圏移住支援事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により申請します。

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 添付書類

様式第8号（第12条関係）

秋田市東京圏移住支援事業補助候補者認定変更通知書

第 号
年 月 日

様

秋田市長

年 月 日付けで変更申請のあった件について、次のとおり変更を
認めます。

1 変更の内容

様式第9号（第13条関係）

秋田市東京圏移住支援事業補助金交付申請書（社会人等用）

年 月 日

（宛先）秋田市長

秋田市東京圏移住支援事業補助金交付要綱第13条の規定により、補助金の交付について申請します。

申請者氏名		生年月日	年 月 日
住 所	〒	TEL	
<認定内容> <input type="checkbox"/> 単身世帯 <input type="checkbox"/> 2人以上の世帯 <input type="checkbox"/> 子育て世帯加算(人) <input type="checkbox"/> 一般就職 <input type="checkbox"/> 専門人材 <input type="checkbox"/> テレワーク <input type="checkbox"/> 関係人口 <input type="checkbox"/> 起業			
申請額	円		
(フリガナ) 世帯員の氏名	続柄	生年月日（転入時の満年齢） ※18歳未満の者は、申請日の属する 年度の4月1日時点の満年齢	秋田市における新たな 勤務先（学校）の名称
1		年 月 日（ 歳）	
2		年 月 日（ 歳）	
3		年 月 日（ 歳）	
4		年 月 日（ 歳）	

【添付書類】

- (1) 世帯全員の転入後の住民票の写し（続柄が記載されたもの。コピー可）
- (2) 補助候補者の就業（予定・実績）証明書（様式第3号）

様式第10号（第14条、第21条関係）

秋田市指令第 号

住所

氏名

秋田市東京圏移住支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった秋田市東京圏移住支援事業補助金について、下記のとおり交付する。

年 月 日

秋田市長

記

1 交付決定額

2 交付の条件

様式第11号（第15条、第22条関係）

秋田市東京圏移住支援事業補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）秋田市長

住所
氏名

年 月 日付け秋田市指令第 号で交付決定のあった秋田市
東京圏移住支援事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり請求します。

1 請求額

2 振込先

振込先金融機関	銀行 信用金庫 農業協同組合 支店
口座番号	(普通)
口座名義 (フリガナ)	※本人名義に限る

様式第12号（第16条、第23条関係）

秋田市東京圏移住支援事業補助金返還請求書

第 号
年 月 日

様

秋田市長

年 月 日付け秋田市指令第 号で交付決定した秋田市東京圏移住支援事業補助金について、次の理由により交付決定を取り消すこととしたので、秋田市東京圏移住支援事業補助金交付要綱第16条・第23条の規定により返還を請求します。

1 補助金交付済額

2 返還請求額

3 取消しの理由

4 返還期限

5 返還方法

別添の納入通知書により返還期限までに納入してください。

様式第16号（第21条関係）
秋田市指令第 号

住所
氏名

秋田市東京圏移住支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった秋田市東京圏移住支援事業補助金について、交付しないことに決定したので、秋田市東京圏移住支援事業補助金交付要綱第21条の規定により通知します。

年 月 日

秋田市長

記

不交付決定の理由